

道州制導入の効果 - 国際観光振興政策 の推進効果 -

愛知県(道州制特別チーム)

1. 東海・中部地域における国際観光の現状と課題

1 東海・中部地域の知名度

東海・中部地域は広範囲にわたって
幅広い観光資源を有する

世界遺産、日本の象徴富士山、
産業・温泉・歴史文化・自然の景勝地などの観
光資源 … etc.

海外旅行雑誌の東海・中部地域
の記述量が少ない

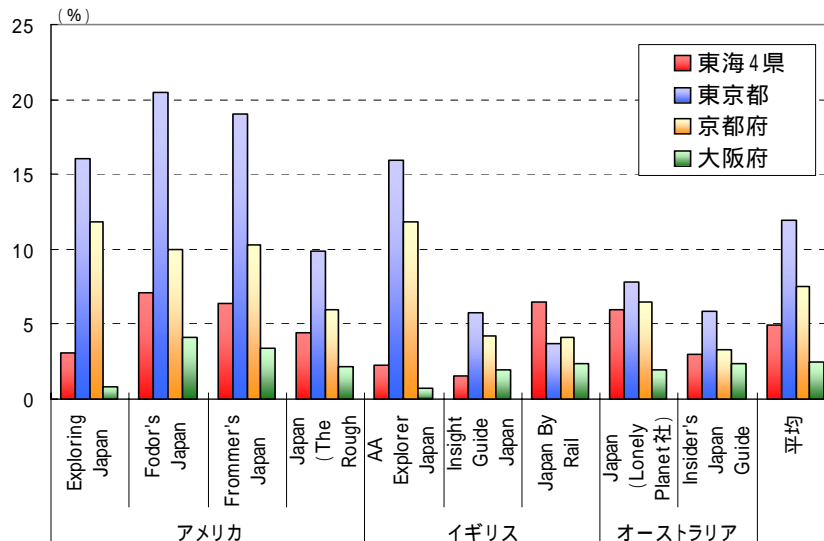
国際観光地としての
知名度が十分でない。

地域の観光資源の魅力を集中的にPRして、国際観光地のイメージアップを図る必要があるが、縦割り行政の問題や国等、県、市町村で重層的で複雑な推進体制となっていることなどから、効果的な取組がなされていない。

東海・中部
地域の代表的
な観光資源



代表的な海外旅行案内書の地域別記述量



出典：産業観光推進懇談会資料より抜粋（2005年3月調査）

東海・中部地域における国際観光の現状と課題

2 インフラや国際観光ネットワーク

広域の交通インフラが形成され、
宿泊施設の集積度も高い
中部国際空港の開港と、それを結ぶ広域幹線
道路ネットワークが整備
政府登録宿泊施設の全国比率が高い

東海・中部地域への来客は少ない
関東圏・関西圏との周遊ルートに
組み込まれる程度

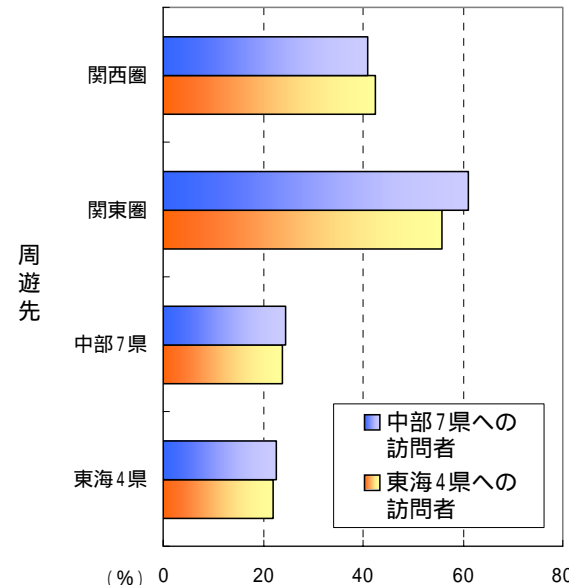
インフラや宿泊施設を
生かした
ネットワークが不足

東海・中部地域内の観光資源・宿泊施設をネットワーク化し、観光ルートの整備や観光ツアーの開発を進める必要があるが、現場に近いところに政策手段がないことや、協議会等による取組の限界から十分な取組がなされていない。

東海・中部地域の広域交通網



東海・中部地域を訪れた訪日外国人の周遊先



出典：国際観光振興機構「訪日外国人旅行者調査」(2003-2004)

2. 国際観光振興政策の現状と課題

1 縦割り行政の問題

- ▶▶▶ 国の推進体制は、経済産業省、環境省、法務省、外務省等にまたがり、縦割りになっており、省庁間を超えた観光政策の連携が十分でない。

2 都道府県という枠組みでは財源・人材資源面で限界

- ▶▶▶ 国が多くの財源をもっており、都道府県には国際的な視野に立った施策を推進するための財源・人材が確保されていない。

3 現場に近いところに政策手段が十分でない。

- ▶▶▶ 都道府県には観光関連業に関する権限が少なく、地方運輸局には政策形成機能が十分でない。現場に近いところに権限移譲が十分でなく政策手段が十分でない。

4 取組が重層し複雑で非効率

- ▶▶▶ 国際観光の推進は、国等、都道府県、市町村で、かなり重層的で複雑な推進体制となっている。

5 協議会等による広域的な推進体制の限界

- ▶▶▶ 協議会等を設置し、広域的な観光振興の取組を行っているが、財源を構成自治体に依存しているため、独立した組織としての活動が十分図られていない側面がある。

3. 道州政府が主体・主導で国際観光に取り組むメリット

1 多様な政策分野を組み合わせた総合的な国際観光政策の展開

観光に関連する多様な政策分野を組み合わせた総合的な振興が可能

国の各省庁が持つ様々な権限が道州へ移譲されることにより、道州が交通、景観、自然保全、文化、農業、まちづくりなど、関連する政策分野を組み合わせて総合的に観光振興に取り組むことが可能となる。

2 大規模や専門性の高い事業の展開

組織や予算規模の拡大により、大規模事業の実施、専門部門の設置が可能

道州制により、組織や予算の規模が大きくなるため、大規模な事業の実施や、国際観光振興に必要な調査・研究等の専門部門の設置が可能となる。

3 多様な政策手段を活用した効果的な取組み

新たな制度の設計が可能となり、多様な政策ツールが活用

道州に権限が移譲されることにより、観光事業者のサービス品質保証制度、景観・土地利用規制、バス・タクシーの規制緩和など、独自の規制強化・緩和策が可能

4 効率的で事業能力の高い実施体制の確立

国の役割が道州に移管されることにより、事業能力の高い組織の設置が可能となる。

国が持つ観光施策関連の財源が確保されるとともに、道州の観光政策を担う組織を設置することにより、効率的で事業能力の高い実施体制が確立できる。

5 広域の地方政府の形成による一体的な観光政策の展開

広域の地方政府が形成されることにより、国際観光に一体的に取り組むことが可能

道州制により東海・中部エリアとする広域の地方政府が形成されることにより、外国人観光客の観光行動に即した広域観光政策に一体的に取り組むことができる。

4. 道州制における国際観光振興の進展効果

東海・中部地域の国際観光の現状には、国際観光地としての知名度やそのネットワークに課題があり、観光地の魅力のPRによる地名度の向上やネットワークの充実を目指す必要がありますが、現行制度では縦割り行政の問題や重層的で複雑な推進体制などから必ずしも効果的な取組がなされているとは言えません。

道州制のメリットを生かすことにより、多様な政策分野を組み合わせた総合的な政策の展開や効率的で事業能力の高い実施体制の確立などが可能になり、国際観光の進展が期待されます。

東海・中部地域の現状

国際観光地としての知名度が不十分

国際観光のネットワークが不足

国際観光政策の目指すべき方向

観光地の魅力のPR、観光知名度の向上

国際観光ネットワークの充実

現行制度の課題

縦割り行政の問題

重層的で複雑な推進体制

都道府県という枠組みでは財源・人材資源面で限界

協議会等による広域的な推進体制の限界

現場に近いところに政策手段が十分でない

道州制によるメリット

多様な政策分野を組み合わせた総合的な政策の展開

大規模や専門性の高い事業の展開

多様な政策手段を活用した効果的な取組

効率的で事業能力の高い実施体制の確立

広域の地方政府の形成による一体的な観光政策の展開

5. 道州制の下での法律・条例の体系

1 観光振興・国際観光振興関連法律

観光立国推進基本法 観光振興関連法

- ・地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律
- ・国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律
- ・外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律

観光振興および国際観光振興は、道州、市町村といった地域が主体的な役割を担うことから、関連の法律は廃止、もしくは国の役割のみを規定。

道州は、ハードからソフトにいたる総合的な施策を民間も巻き込んで一体的に推進するため、その根拠となる州の基本条例が求められる。

市町村が観光まちづくり事業を推進するための方針や施策を規定する条例を制定することも考えられる。

2 旅行関連事業者の許認可関連法律

旅館業法 通訳案内士法 国際観光ホテル整備法 旅行業法

事業者の許認可や監督指導の権限は道州に移譲されるならば、原則法律を廃止して道州の条例で規定。

「旅行業法」や「道路運送法」は、全国展開する事業者も多いため、基本事項のみ法律で定める考え方もある。

通訳士案内士法は、高度な専門通訳は国、それ以外は道州という役割分担する考え方もある。

国際観光ホテル整備法は廃止するが、ソフト面を含めた認証制度を道州の判断で定める考え方もある。

3 交通基盤整備関連法

空港整備法 道路法 高速自動車国道法・道路整備特別措置法 道路運送法 鉄道事業法

国際空港や道州を跨ぐ骨格的な国道・高速道路や幹線鉄道は国の役割として残り、国と道州の役割分担に基づき事務分担を変更。

道州制下での法律・条例の体系

分野	国	道州	市町村
観光振興・国際観光振興関連	観光立国推進基本法	東海・中部州観光振興基本条例	(例) 観光まちづくり条例
		(例) 国際観光拠点地域整備促進条例 (例) 観光地域外国人対応力強化促進条例 (例) 国際会議誘致促進条例	(例) 地域景観保全条例 (例) 外国人訪問者にやさしいまちづくり条例
旅行関連事業者の関連	(旅館業法) 通訳案内士法 (旅行業法)	旅館・ホテル業条例 通訳案内士条例 旅行業条例 (例) 国際旅館・ホテル認証条例	
交通基盤関連	空港整備法 道路法・高速自動車国道法 ・道路整備特別措置法 (道路運送法) 全国新幹線鉄道整備法	道路運送条例 鉄軌道事業条例	
出入国関連	出入国管理及び難民認定法		

6. 現状と道州制における役割分担の変化

現状

道州制

	国	都道府県	市町村	民間
観光政策の立案推進	観光政策の基本 ・基本法 ・基本計画 地方の国際観光振興の総合支援	県及び広域での観光計画 国の制度を活用した国際観光振興	国の制度を活用した国際観光振興	
観光客の誘致 外国人	海外へのPR・誘致活動 ・ビジット・ジャパン・キャンペーン	県・広域組織での誘致活動 ・誘致キャンペーン ・広域観光ルートづくり	市町村の観光情報の発信	事業活動
受け入れ体制の強化	旅行関連事業の質の向上 ・法制度・基準 ・国際観光ホテル・旅館の登録 ・旅行業の登録 ・通訳案内士の試験 地域の受入体制強化の支援・誘導 ・観光ルネッサンス制度 ・まちづくりナビプロジェクト	旅行関連事業の質の向上 ・旅行業の登録 ・通訳案内士の登録 ホスピタリーの向上 ・県関係施設の案内表 観光関連産業の振興 ・事業資金貸付制度	地域のホスピタリーの向上 ・観光案内の充実 ・ボランティア通訳	外客対応機能の強化 ・宿泊施設 ・交通機関 ・住民の活動
観光資源の開発・カアアップ	地域の取組の支援・誘導 ・観光ルネッサンス制度 自然・景観等観光資源の保全・向上 ・制度の立案・運用	観光資源の保全・向上 ・制度の運用及び事業実施	施設整備・地域づくり ・観光資源の発掘・整備 観光資源の保全・向上 ・事業実施	施設整備・地域づくり ・観光施設の整備 ・住民の活動
交通体系の整備	国際交通・全国交通の体系整備 ・空港の計画・整備・運営 ・国道・高速道路の計画 ・国道の整備・管理(指定区間) ・鉄軌道網の計画及び鉄軌道・バス事業の許可等	県内の交通体系整備 ・県道の計画・整備・管理 ・国道の整備・管理(指定区間外)	市町村の交通体系整備 ・市町村道の計画・整備・管理	空港や高速道路の整備・管理
その他	出入国管理			

	国	道州政府	市町村	民間
観光政策の立案推進	観光政策の基本 ・基本法 ・基本計画	観光政策の基本 ・基本条例 ・基本計画 国際観光振興の戦略 ・プランづくり ・重点地域における総合支援	観光のまちづくり推進 ・条例・計画 道州の制度を活用した国際観光振興	
観光客の誘致 外国人	海外への日本の魅力発信 ・トップセールス	道州への観光客の誘致 ・ターゲットを明確にしたプロモーション ・大規模キャンペーン ・特色ある観光ルートづくり	市町村の観光情報の発信	事業活動
受け入れ体制の強化	旅行関連事業の質の向上 ・真に全国で統一すべき法制度・基準 ・旅行業の登録制度 ・全国通訳案内士制度	旅行関連事業の質の向上 ・国際観光ホテルの新たな認証制度 ・旅行業の登録 ・案内通訳や観光関連実務者の資格制度 ホスピタリーの向上 ・道州全体の統一指針・計画の策定 観光関連産業の振興 ・各種事業支援制度 ・観光産業クラスター形成	地域のホスピタリーの向上 ・観光案内の充実 ・ボランティア通訳	外客対応機能の強化 ・宿泊施設 ・交通機関 ・住民の活動
観光資源の開発・カアアップ	地域の取組の支援・誘導 ・自主的取組を尊重した支援制度の設置・運用 ・まちづくり規制の緩和等 自然・景観等観光資源の保全・向上 ・制度の立案・運用	観光資源の保全・向上 ・事業実施	施設整備・地域づくり ・観光資源の発掘・プログラム開発 ・観光施設の整備 観光資源の保全・向上 ・事業実施	施設整備・地域づくり ・観光施設の整備 ・住民の活動
交通体系の整備	国際交通・全国交通の体系整備 ・第一種空港の計画・整備 ・骨格的な国道の計画・整備・管理	道州内の交通体系整備 ・第二種・第三種空港の計画・整備・運営 ・道州道の計画・整備・管理 ・鉄軌道網の計画及び鉄軌道・バス事業の許可等	市町村内の交通体系整備 ・市町村道の計画・整備・管理	空港や高速道路の整備・管理 鉄軌道・バス事業の運営
その他	出入国管理			